

をせよ。

一、労働を賣る細則を定め、且つ労働者の健康を保護するに努むるべし。

一、労働者の健康を害する原因を調査し、且つ労働者の健康を保護するに努むるべし。

一、労働者の健康を害する原因を調査し、且つ労働者の健康を保護するに努むるべし。

一、労働者の健康を害する原因を調査し、且つ労働者の健康を保護するに努むるべし。

一、労働者の健康を害する原因を調査し、且つ労働者の健康を保護するに努むるべし。

一、労働者の健康を害する原因を調査し、且つ労働者の健康を保護するに努むるべし。

四 女工と幼年工の心得

一、満十五歳以下の男工（幼年工といふ）と女工全部は

イ一日十二時間以上勤務する事はありません

ロ 晝勤のみの勤務場所なれば公休日の内月二回は是非休まねばなりません

ハ 又晝夜勤のある場所勤務する人は毎公休日は是非休まねばなりません

ニ 動力に依る機械の危険な場所に近付いたり危険の仕事をしてはなりません

斯様に幼年工、女工には危険なる仕事の制限がありますから幼年工、女工は自分からも以上の事をしない様に又他の職工も之等の人に危険な仕事をしてはなりません、幼年工は誰にても見分けの付く様に赤い徽章を付けて居らねばなりません

五 休養に對する心得